共用促進事業に係る低乱熱伝達風洞の利用について（申し合わせ）

文部科学省先端研究施設共用促進事業【次世代環境適合技術流体実験共用促進事業】（以下「共用促進事業」という。）に係る、低乱熱伝達風洞設備の利用について、必要な事項を以下のとおり定める。 なお、本設備の使用に当たっては、原則、「流体科学研究所低乱熱伝達風洞装置使用内規」及び「東北大学研究教育基盤技術センターテクニカルサポートセンター設備等使用内規」（以下、「流体研内規等」という。）によるものとする。

１．用語の定義

（1）　「委員会」とは、「低乱風洞実験施設運営委員会内規」に規定する利用を管理する「風洞運営委員会」をいう。

（2）　この申し合わせにおいて「トライアルユース事業」とは、共用促進事業による委託費を充当して行う事業をいい、原則としてその研究成果は、公開しなければならない。

（3）　この申し合わせにおいて「自主事業」とは、４の２の料金規定に則り利用者が利用料を負担する事業をいい、その成果は非公開にすることができる。

（4）　この申し合わせにおいて「技術支援員」とは、支援業務を行う教職員をいう。

２．利用の申請及び承認

（1）　利用の申請及び承認は「流体研内規等」による。

（2）　委員長は、前項の申請を受理した場合において、当該申請が以下の共用促進事業の趣旨に照らし適当であると認めるときは、これを承認するものとする。

１）当該研究が、流体実験の発展に寄与するものであること

２）当該研究の遂行において、本事業による支援が必要不可欠であること

３．利用形態

（1）共用促進事業による利用形態は、以下の２通りとする。利用者は利用形態について、技術支援員と適宜打ち合わせを行うものとする。

１）装置利用

利用者が本学に来所し、自ら試料作成や機器操作等を行う。必要に応じ、技術支援員は操作法・解析法などの簡易指導を行う。

２）技術支援

利用者が本学に来所し、利用経験がない、あるいは利用経験はあっても一人では希望する設備を操作できない場合に、技術支援員等の指導のもとで一連の研究を行う。技術支援員は、随時、技術支援を行う。

（２）前項の規定によらず、既存の本学の共同研究契約等の制度を利用することもできる。

４．利用料

（１）　トライアルユース事業については、利用に要する費用（以下「利用料」という。）は原則として無料とする。但し、利用者が負担することが相当であると委員長が認めた消耗品費については利用者が負担するものとする。

（２）　自主事業については、利用料は原則として有料とし、利用料は「東北大学研究教育基盤センターテクニカルサポートセンターの使用設備等及び使用料に関する内規」によるものとする。この場合、研究成果を公開しないことができる。

５．利用の中止

利用者側あるいは委員会側に、本事業を遂行できない支障が生じた場合は、両者の話し合いにより設備利用を中止することができる。

６．秘密の保持

自主事業において、利用者が希望する場合は、秘密保持契約を締結することができるものとする。この場合、本事業参画者は利用者の秘密情報を第三者に開示してはならない。

７．成果報告書

（１）　トライアルユース事業の利用者は、利用終了時もしくは年度末に成果報告書を提出しなければならない。特許出願のために成果報告書の提出の猶予を希望する場合は、文部科学省の規定に従い、委員長がその可否を判断するものとする。

（２）　成果報告書は年度末に文部科学省に提出されるものであり、文部科学省を通じて一般に公開される。

（３）　自主事業においても、支障のない範囲で本事業の成果公開に協力するものとする。ただし、この場合も委員会は第８条の規定を遵守し、利用者の同意を得て公開を行うものとする。

８．その他

この申し合わせは、平成２１年１２月１日から施行し、本共用促進事業の終了をもって廃止するものとする。